社会保険
職場から、県民一人ひとりの安心・健康な暮らしを

ふくしい

2022
8・9月号

令和3年度 事業報告および決算報告
「健康経営」をはじめませんか?
「賞与支払届」の届け出はお済みですか?
シリーズ 社会保険適用拡大 Vol.4
連載 健康保険料率が下がるインセンティブ制度とは?

伝え残したい 福井の味

すこ

お盆の頃の大野市では、あちこちで大きな葉っぱをつけた里芋畑を見ることができます。そのなかでひと回り小さいものがあれば、それは「八ツ頭」という種類。赤く染まる茎は「赤ずいき」と呼ばれ、甘酢漬けにした「すこ」はさっぱりしたシャキシャキの食感で、暑い季節にピッタリです。

職場内で
回覧しましょう

令和3年度
事業報告および決算報告

会員事業所の皆様には、日頃より福井県社会保険協会の事業運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。令和4年6月に通常理事会、定時評議員会が行われ、令和3年度の事業報告と収支決算について、いずれも原案どおり承認されましたので、ご報告いたします。

令和3年度事業報告

1 広報活動事業

①広報紙「社会保険ふくい」を年6回、偶数月の15日に発行。会員事業所に配布するとともに関係機関の窓口に据え置き、社会保険・雇用保険制度の周知・啓発に努めました。

②ホームページの新着情報欄を通じて、時期に応じた協会事業を発信しました。また、過去の広報紙も閲覧できるよう、バックナンバーとして掲載し、制度周知に努めました。

2 制度普及啓発事業

①社会保険の事務手続きに役立つ参考図書として、6月に「社会保険の事務手続」を会員事業所に配布しました。

②社会保険・雇用保険の事務手続きに係る実務講習会を12月に開催いたしました。なお、2月に予定していました「ねんきんシニアライフセミナー」はコロナ禍の影響から中止とさせていただきました。

3 健康づくり啓発事業

事業所に医師・薬剤師、各分野の専門講師を派遣する、職場における健康づくり支援として、3年度はコロナ禍の影響を考慮しながら実施いたしました。

4 福利厚生事業

①協会が契約しています施設において、年間ご利用いただける施設利用補助券や、夏・冬の季節にご利用いただける施設利用補助券をご希望に応じて配布いたしました。

②「施設利用会員証」をご利用いただくことで、全国にあります契約施設の宿泊等が優待料金でご利用いただけるよう案内をいたしました。

令和3年度決算報告

（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

●経常増減の部

（単位：円）

経常収益	受取会費	37,570,210
	雑収益	88,266
	受取利息	895
	経常収益計	37,659,371
経常費用	事業費	15,625,842
	管理費	17,789,396
	経常費用計	33,415,238
当期経常増減額		4,244,133

●経常外増減の部

（単位:円）

経常外収益	0
経常外費用	0
当期経常外増減額	0

当期一般正味財産増減額	4,244,133
一般正味財産期首残高	40,244,945
一般正味財産期末残高	44,489,078

※詳しくは当協会のホームページをご覧ください。

お問い合わせ 一般財団法人 福井県社会保険協会 0776(53)8016 福井県社会保険協会 検索

令和4年10月に実施!!

ねんきんシニアライフセミナーを開催いたします!!

近年、公的年金に対する関心が高まる中、一方で定年後の雇用を一定期間保障する継続雇用制度など、これからの生活を充実したものとするために知っておくべきことや準備しておくべきことなど、60歳からの生活設計の一助となることを目的としています。お気軽にご参加ください。

※開催にあたり、新型コロナウイルス感染症に対する予防対策を講じます。ご参加される皆様におかれましては、必ずマスクの着用とともに、会場での検温、手・指の消毒、ソーシャルディスタンス等、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

●実施要領

内 容	①退職後の雇用保険・健康保険 ②年金のしくみと年金請求手続き
講 師	①青垣幹夫氏（青垣労務管理事務所所長） ②日本年金機構年金事務所
参加対象者	会員事業所に勤務する被保険者及びその配偶者、事務担当者
受講料	無料（非会員の受講はできません。）
定 員	各会場とも入場人数の制限あり（申込受付順） ※締切後ハガキにてご連絡いたしますので、当日のご持参をお願いします。

●開催日時・会場

日 時	開催時間	会 場	定 員	所 在 地
10月19日（水）	13:30～16:30	福井県自治会館「201研修室」	45名	福井市西開発4-202-1
10月20日（木）		敦賀市中郷公民館「2階大会議室」	20名	敦賀市羽織町36-1
10月24日（月）		サンドーム福井管理会議棟「201・202会議室」	45名	越前市瓜生町5-1-1

申し込み方法

申込書はホームページからダウンロード!

ホームページ 》 事業案内 》
広報活動事業 》
制度普及啓発事業 》
ねんきんシニアライフセミナー 》
お申込はコチラ

●申込期限／令和4年10月7日（金）
●申込方法／申込書に必要事項を記入し、郵送またはFAXでお申し込みください。

※お申し込みいただいた内容（個人情報等）はねんきんシニアライフセミナー以外の目的で利用することはありません。

年会費納入に便利な口座振替のご案内

福井県社会保険協会の年会費納入につきましては、口座振替をおすすめいたします。
令和5年度からの会費納入を口座振替に変更される場合や、現在の口座振替先をご変更される場合は、令和4年12月までにお申し出をいただけますとお手続きが可能です。

手続きはカンタン!

①当協会までお電話をお願いします。
↓
②口座振替依頼書をお届けいたします。
↓
③銀行窓口での手続きは不要です。
ご記入（お届け印の押印）後、同封いたします返信用封筒でお送りください。

口座振替のメリット

●金融機関の窓口へ行く手間が省けます。
●払込通知書の紛失も防げます。
●口座振替手数料がかかりません。
●通帳には「社会保険協会費」と記録されます。

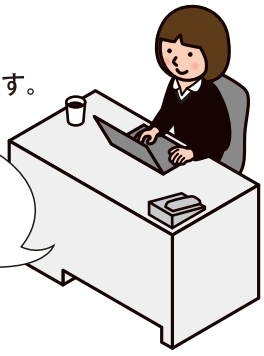

従業員の健康、生産性の向上などメリットがいっぱい！

「健康経営」をはじめませんか？

少子化・超高齢社会、コロナ禍…いまの時代だからこそ、「健康経営」へのスタートが企業を健康にする切り札です！

健康づくり宣言
協会けんぽ　福井支部

従業員の健康こそ企業が取り組む経営手法としてスタートした「健康経営」。

協会けんぽ福井支部も平成27年からスタートした「健康づくり宣言」事業。33社からスタートして今年で8年目を迎え、現在、県内1,100社を超える事業所から宣言をいただいています。

これまでの健康管理に加えて、健康経営に取り組み、従業員の健康増進を戦略的に行うことによって、企業（利益追求）と従業員（健康維持）がともに目指す効果が期待できる「健康経営」をはじめてみませんか？

※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

福井県内宣言事業所数

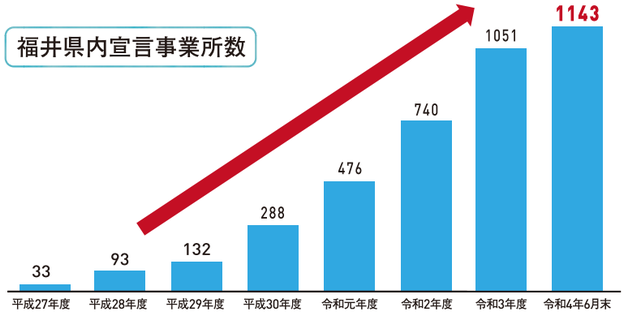

健康経営を実践するメリットは？

生産性の向上
- 欠勤率・離職率の低下
- 業務効率・業績の向上
- モチベーションの向上　など

健康増進
- 健康意識の向上による疾病予防・生活習慣改善

など

イメージアップ
- 企業価値の向上
- 企業イメージの向上
- 新規採用促進　など

リスクマネジメント
- 労災発生の防止
- 病気による欠員リスクの回避

など

企業に聞きました！

「健康経営」に取り組むことで実感している効果

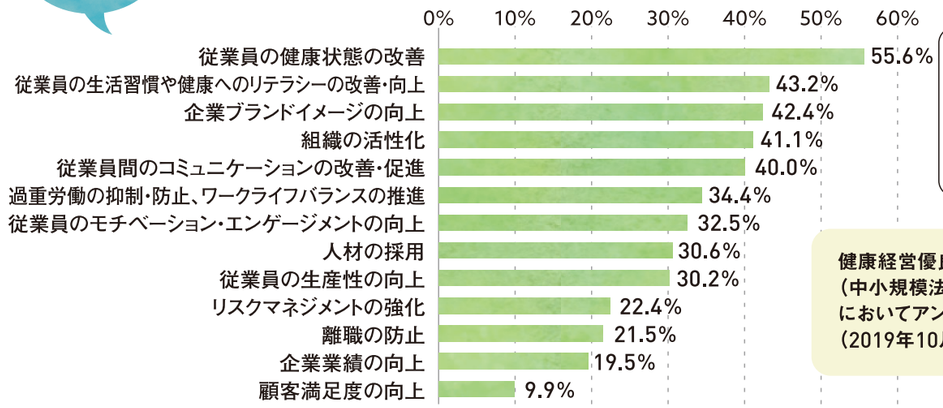

健康状態の改善はもちろんのこと、ブランドイメージの向上や組織の活性化、生産性の向上、人材採用、離職防止、企業業績の向上に効果があると回答しています。

健康経営優良法人2020（中小規模法人部門）の申請においてアンケートを実施（2019年10月末時点）

「健康経営」実践企業の離職率

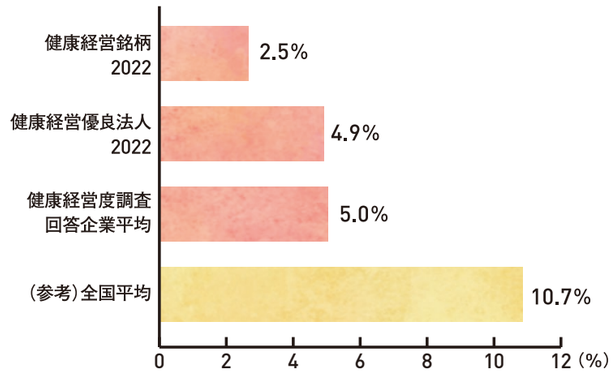

健康経営度が高い企業の方が離職率が低い傾向に！

- 令和3年度健康経営度調査の離職者数から算出
- 離職率の全国平均は「厚生労働省 2020年雇用動向調査結果の概況」に基づく

「健康経営」のキックオフは「健康づくり宣言」から！

Q.「健康経営」をはじめるには何からスタートすればいいの？

A. まずは、「健康経営」をはじめることを内外に宣言することがスタートです。協会けんぽ福井支部の「健康づくり宣言」にお申し込みください。

そして、右記の4つの項目を宣言し、健康づくりに取り組んでいただきます。健康は一日にしてならず。事業所の健康課題に応じて、日常で無理なく続けられる内容からはじめてみましょう。

福井支部では、健康づくり宣言の登録をおすすめするため、事業所を訪問しています。「健康づくり宣言」に関心をお持ちの事業所様は、お気軽にお問い合わせください。

事業所様にさまざまなメリットをもたらす取り組みを一緒にはじめませんか？協会けんぽがサポートいたします！

詳細は、ホームページをご覧ください。　協会けんぽ福井　健康づくり宣言　検索

【宣言内容】

1. 健康診断受診 100%
2. 特定保健指導利用 100%
3. 再検査・要治療者への受診勧奨
4. 事業所内での健康づくりの推進

「身体活動・運動」「食生活・栄養」「こころの健康づくり・休養」「たばこ」「アルコール」の5つの項目から、事業所の健康課題に応じて1つを選定いただき、継続的かつ現実的に実践可能な取り組み内容を宣言していただきます。

日常で無理なく続けられる内容で大丈夫です！

― 健康経営をさらにステップアップ！ ―

健康経営優良法人 Health and productivity　大規模法人部門

健康経営優良法人 Health and productivity　中小規模法人部門

健康経営優良法人認定の取得について

- 詳しくは令和4年8月下旬頃に経済産業省ホームページからご確認いただけます。
- 申請の際は、協会けんぽが申請のサポートをさせていただきます。

お問い合わせ　全国健康保険協会 福井支部 協会けんぽ　0776（27）8301（企画総務グループ）　協会けんぽ 福井支部　検索

賞与支払いから5日以内に!

「賞与支払届」の届け出はお済みですか?

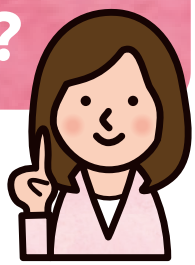

被保険者や70歳以上被用者(以下、「被保険者」という。)に賞与を支払ったときは、「賞与支払届」の提出が必要です。厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、届け出もれがないようにご注意ください。

POINT 1 届け出の対象となる賞与とは?

名称を問わず、被保険者が労働の対償として受けるもののうち、年間の支給回数が3回以下のものです。

対象となるもの	対象とならないもの
◆賞与(役員賞与も含む)・ボーナス・期末手当・決算手当・年末手当・夏(冬)季手当・年末一時金・繁忙手当・勤勉手当など賞与と同一性質を有すると認められるもので、年間を通じて支給回数が3回以下のもの ◆上記のうち通貨で支給されるもののほか、自社製品など現物で支給されるもの	◆左記の賞与等で年間を通じて4回以上支給されるもの(標準報酬月額の対象になります) ◆恩恵的に支給される結婚祝金・病気見舞金・災害見舞金など ◆出張旅費・退職金・解雇予告手当・年金・恩給・株主配当金など

POINT 2 届け出

支払予定月の前月にお送りします。

登録している賞与支払予定月(以下、「予定月」という。)の前月下旬に「賞与支払届」「賞与不支給報告書」が日本年金機構から送付されますので、賞与支払の有無に応じて届け出をお願いします。

●賞与支払があった場合 →「賞与支払届」

あらかじめ被保険者の氏名や生年月日等が印字されていますので、被保険者ごとに賞与支払額等を記入してください。

●賞与の支払いがなかった場合 →「賞与不支給報告書」

あらかじめ賞与支払予定年月が印字されていますので、その年月(賞与の支払いがなかった年月)を記入してください。

また、今後の予定月を変更する場合や賞与の支払予定がなくなった場合も、「賞与不支給報告書」で届け出できます。

※予定月の登録がない場合は、届書用紙は事前に送付されません。
※新たに予定月を登録する場合は「事業所関係変更届」で届け出してください。

送付先 〒541-8533 日本年金機構 大阪広域事務センター (住所の記載は不要です)

届出様式はコチラから! 日本年金機構 賞与関係届出書 日本年金機構 事業所関係変更届 検索

「賞与支払届」記入例

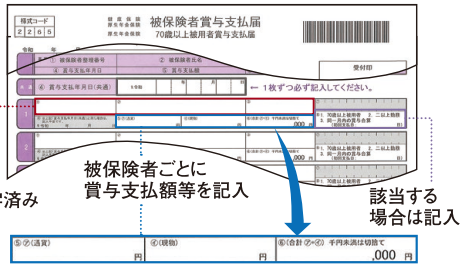

「賞与不支給報告書」記入例

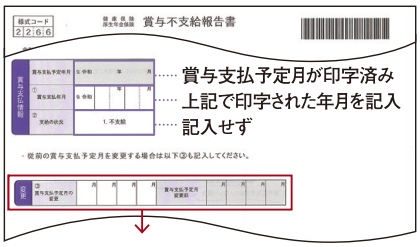

賞与支払予定月を変更する場合

(例)賞与支払予定月を「7月」「12月」から「8月」「12月」に変更

●変更後の支払予定月を記入してください。

	変更後		変更前(印字済み)		
変更 ③ 賞与支払予定月の変更	08	12	賞与支払予定月変更前	07	12

●賞与支払予定がなくなった場合、変更後の予定月にすべて「00」を記入してください。

POINT 3 標準賞与額の決定と保険料額

届け出をすることで「標準賞与額決定通知書」が届きます。

この通知書には被保険者ごとの標準賞与額が記載されていますので、従業員の方にお知らせください。

【標準賞与額】
実際に支払われた賞与額(総支給額)から1,000円未満を切り捨てた額を「標準賞与額」といいます。標準賞与額には上限があり、健康保険では年度の累計額573万円(毎年4月1日から翌年3月31日まで)、厚生年金保険は1カ月当たり150万円です。

【保険料額】
標準賞与額に健康保険・厚生年金保険の保険料率を乗じた額が、その賞与にかかる保険料額となります。保険料は事業主と被保険者が折半で負担します。

【例】

賞与総支給額	標準賞与額	×保険料率	保険料額
333,333円 →	333,000円 →	●健康保険 9.96%	33,166.8円
		●厚生年金保険 18.30%	60,939.0円
		●介護保険※ 1.64%	5,461.2円

※40~64歳までの方

それぞれを事業主と被保険者が折半

お問い合わせ 日本年金機構 Japan Pension Service
県内年金事務所 福井 0776(23)4518 武生 0778(23)1126 敦賀 0770(23)9904
日本年金機構 検索

TOPICS 年金制度改正のコト

シリーズ ～社会保険適用拡大～ Vol.4

社内準備の4STEPをご案内します

社会保険の加入については、右図のように令和4年10月、令和6年10月と段階的に義務化の適用範囲が改正されます。

義務化に該当する場合は、STEP 1～4に沿って準備を進めましょう。

対象となる企業（従業員数）と義務化となる時期

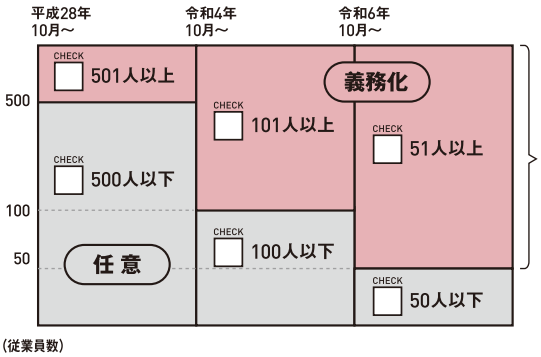

あなたもCHECKしてみましょう!

STEP 1 加入対象者の把握

STEP 2 社内周知

STEP 3 従業員とのコミュニケーション

STEP 4 書類の作成・届出（オンライン）

STEP 4 書類の作成・届出（オンライン）

新たに加入となる方について、被保険者資格取得届の手続きが必要です。

従業員101人～500人の企業に対する 事前のお知らせ

令和4年8月まで

CHECK □ お知らせあり

CHECK □ お知らせなし

令和3年10月から6カ月以上、厚生年金の被保険者数が100人を超えた企業に、事前のお知らせが届きます。

届書の作成

令和4年9月

CHECK □ 該当者あり 作成

CHECK □ 該当者なし

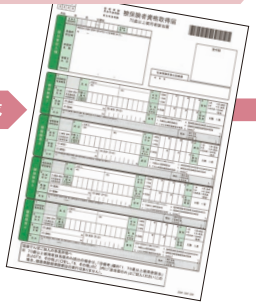

短時間労働者で、該当者（新たに加入対象となる方）がいる場合は、資格取得届を作成します。

届書の届出

令和4年10月

CHECK □ 提出済み

令和4年10月5日(水)までに提出をお願いします。

社会保険手続きは電子申請でカンタンに!

いつでもどこでも申請可能!
郵送費などのコスト削減! 紙申請よりも迅速!

動画・チャットはココから!

日本年金機構 電子申請 検索

●初めて電子申請をご利用になる方

電子申請の利用を動画で案内しています。

約8分間でわかりやすく解説しています!

●ご不明な点がある方

電子申請相談チャットを開設しています。

24時間対応・自動で質問にお答えします!

■お電話での電子申請のご利用に関するお問い合わせ先

「ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口）」

◉ ナビダイヤル 0570-007-123→「2番」を選択

◉050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913 →「2番」を選択

【受付時間】

●月曜 ～ 金曜日／8:30～19:00

●毎月第2土曜日／9:30～16:00

※祝日（第2土曜日を除く）、12/29～1/3はご利用いただけません。

【準備にあたって】

いつでも使える各種支援制度

簡単に試算できる!

社会保険料かんたんシミュレーター

社会保険料の負担を簡単に試算できます。

特設サイト▶

経営・労務の相談 無料!

専門家活用支援事業

適用拡大への対応について無料で相談できます。

特設サイト▶

事業内容▼

よろず支援拠点

経営課題の解決に向けて、一歩踏み込んだ専門的な提案を行っています。

補助金・助成金について

中小企業生産性革命推進事業

「中小企業基盤整備機構」が、制度改正への対応状況に応じて支援します。

●ものづくり補助金
●持続化補助金
●IT導入補助金

事業内容▶

助成金内容▼

キャリアアップ助成金

処遇改善や正社員化などの取り組みを実施した事業所などは助成金を申請できます。

●短時間労働者労働時間延長コース
●選択的適用拡大導入時処遇改善コース
●正社員化コース

お問い合わせ

日本年金機構 Japan Pension Service

県内年金事務所 福井 ☎0776(23)4518 武生 ☎0778(23)1126 敦賀 ☎0770(23)9904

日本年金機構 検索

表紙のれしぴ

「すこ」

お盆や秋祭りの頃に食卓を彩る色鮮やかな酢の物。

「赤ずいき」を酢や砂糖、塩で調味した郷土料理の「すこ」。酢を入れると赤く発色し、味が馴染むほどに色が鮮やかになっていきます。独特の甘酸っぱさと食感で残暑の時期に美味しい一品。『さかだに特産工房』の有機肥料で育てた赤ずいきを使う「すこ」は、昔ながらの素朴な味わいが評判です。

①赤ずいきは、皮をむきやすくするために二晩おいてから皮をむき、はかま部分（茎が重なり合っている部分）を取り除く

② ①を4センチ程度に切り、水洗いして塩をふり、まんべんなく混ぜる。水気が出てしんなりしたら、鍋に入れ、強火でから炒りする

③少し固さが残るぐらいの状態で火を止め、酢と砂糖を入れて混ぜる（この時に赤くなる）。ステンレス容器に移しラップをかけて粗熱を取ったら冷蔵庫で2日寝かす

つくってくれたのは

さかだに特産工房
大野市橋爪13-40-1

※詳しいレシピはコチラ⇒

保険料率が下がる5つの行動
～インセンティブ制度について～

Vol.2 健康相談を受ける

左記5つの行動に基づき、加入者の皆様の健康づくりに関する取り組み結果をランキングします。総合順位が全国47支部中、23位（令和4年度からは15位）以内になると「インセンティブ」が付与され、2年後の健康保険料率に反映します。

令和2年度の結果は全国26位のため、インセンティブを受けられませんでした。皆様の行動が大きな結果につながりますので、引き続きご協力をお願いいたします。なお、**2022年2・3月号に令和2年度の結果を掲載しています。**福井県社会保険協会ホームページからバックナンバーをチェックしてください！

「健診受診＝予防」ではありません！

年に1回の健診を受診することはとても大切です。でも、もっと大切なことは、健診で身体の状態を確認し、後に病気にならないよう日頃からケアすることです。

もしメタボと判定されたら、従業員は自身のケアに努めるとともに、事業所は保健師・管理栄養士のアドバイスを受けることができる特定保健指導を積極的に利用し、改善に向けた取り組みを行いましょう。

「健康相談を受ける」の行動でインセンティブを獲得する行動は健診結果で「生活改善が必要」と判断された方は、協会けんぽの特定保健指導を申し込む。

健診結果を振り返ってみよう！

腹囲 男性85cm以上 女性90cm以上
BMI BMIが25以上
※BMI＝体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

⇒

メタボリックシンドロームのリスク判定

1. **血糖** 空腹時血糖（または随時血糖）100mg/dℓ以上、または、HbA1c（NGSP値）5.6%以上
2. **血圧** 最高血圧 130mmHg以上、または、最低血圧 85mmHg以上
3. **脂質** 中性脂肪 150mg/dℓ以上、または、HDLコレステロール 40mg/dℓ未満

上記に該当する人は特定保健指導の対象となります。

特定保健指導の流れ

対象者がいる事業所へ協会けんぽから案内を送付 ⇒ 事業所が協会けんぽへ申し込み ⇒ 訪問日を決定 ⇒ 保健師・管理栄養士が事業所へ訪問 20～30分の個別面談で、生活習慣を振り返り、ライフスタイルに合った具体的な改善策や目標を一緒に考えます

個別面談は、タブレットやスマホの利用で、Webにより事業所内に限らずどこでも実施が可能です！

次号は行動③「適正体重をめざす」について詳しく説明します。

INFORMATION

●年金事務所相談のご案内（8～10月）

予約受付専用電話へ

時間／8:30～17:15
※月曜（休日の場合は週初めの平日）は19:00まで
※第2土曜は9:30～16:00
休み／土・日曜、祝日
※第2土曜は休日相談日

●出張相談所の相談日時

事前に直接年金事務所へ電話ご予約のうえ、当日は必ず予約時間までにお越しください

（注）12:00～13:00は休憩時間とさせていただきます。

勝山市民会館	9月 8日㈭ 10月13日㈭	10:00～15:30 10:00～15:30
大野商工会議所	8月25日㈭ 9月22日㈭ 10月27日㈭	10:00～15:30 10:00～15:30 10:00～15:30
小浜市文化会館4階（小浜市役所横）	8月25日㈭ 9月 8日㈭・22日㈭ 10月13日㈭・27日㈭	10:00～15:00 10:00～15:00 10:00～15:00

年金相談の予約をご利用ください！
〈受付時間〉月～金（平日）8:30～17:15

予約受付専用電話 **0570-05-4890**（ゴ ヨ ヤ ク ヲ）

福井年金事務所 ☎0776(23)4518（自動音声案内）
武生年金事務所 ☎0778(23)1126（自動音声案内）
敦賀年金事務所 ☎0770(23)9904（自動音声案内）

令和4年8月12日　〈記事提供〉日本年金機構 福井・武生・敦賀 年金事務所、全国健康保険協会福井支部
〈発　　行〉一般財団法人 福井県社会保険協会　〈制　　作〉株式会社 ウララコミュニケーションズ